

「不当な解雇」「給料の不払い」等の労働問題解決を弁護士がお手伝いします!

## 弁護士会によるシンポジウム

主催:静岡県弁護士会 共催:日本弁護士連合会  
後援:浜松商工会議所、連合静岡、西部地区労連

# やらまいか! 労働審判

労働問題は  
弁護士に  
相談を!

「労働審判」を  
もっと理解しよう!

迅速に、柔軟に  
問題を解決!

浜松市  
福祉交流センター  
[ホール・会議室]  
浜松市中区成子町  
140-8



2017年  
3/18(土)  
開場13:15  
13:30(予定)~17:00  
参加無料  
申込不要

できるだけ公共交通  
機関をご利用ください

労働者

不当な解雇!  
給料の不払い!

経営者

労働審判を  
従業員から起こされた!

労働審判手続は、解雇や給料の不払など事業主と個々の労働者との間のトラブルを、実情に即し、迅速、適正かつ実効的に解決することを目的としています。2017年4月からは、この制度が静岡地裁浜松支部でも実施されます。そこで当弁護士会では、労働審判が浜松支部でも実施されることの意義や手続の特徴を説明するとともに、手続の流れが理解できる“寸劇”をまじえたわかりやすいシンポジウムを開催します。多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

### 第1部

[基調講演]  
13:30~

地域司法問題と支部における  
労働審判拡大の意義

第二東京・関弁連  
地域司法充実推進委員会委員  
杉井 静子 弁護士



迅速、適正な解決制度としての  
労働審判の意義と実績

第二東京・日弁連  
労働法制委員会事務局次長  
棗 一郎 弁護士



### 第2部

14:30~

弁護士有志による労働審判の寸劇と解説

「やらまいか自動車での解雇騒動」

●その後に質疑応答の時間を設けます



### 第3部

16:00~

無料法律相談会

●別室にて弁護士が個別にご相談を承ります

労働審判の事例を寸劇で  
わかりやすく紹介(イメージ)

お問い合わせ

静岡県弁護士会 浜松支部 TEL 053-455-3009 FAX 053-452-3328